

平成27年第2回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成27年5月19日(火)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時25分

2 開催場所

尾張旭市役所2階 202会議室

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政課長 木上恒夫

行政課法務文書係長 谷口洋祐

行政課法務文書係主事 村上幸歩

7 会議に付した事件

第3号議案 尾張旭市公平委員会委員長の選挙について

第4号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第5号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

8 議事要旨

行政課長

本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

議事に入ります前に、黒澤佳代委員におかれましては、去る3月市議会で再任について承認されましたので、再度4年間公平委員をお願いすることになりました。今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

(黒澤委員挨拶)

ありがとうございました。

さて、本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りするこ

行政課長	<p>とで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは議事に入ります。議事の進行については、新しい委員長がまだ決まっておられませんので、最初の議案である委員長の選挙につきましては、委員長の職務代理者である戸塚委員に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それではよろしく申し上げます。</p>
戸塚委員 (職務代理者)	<p>委員 3 名出席です。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に基づき定足数でありますので、ただ今より平成 27 年第 2 回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第 3 号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』、第 4 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第 5 号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』の 3 議案です。</p> <p>それでは、第 3 号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第、②ホチキス綴じの議案がセットになった資料。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋。合計 3 点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。</p> <p>第 3 号議案『尾張旭市公平委員会委員長の選挙について』御説明します。1 ページを御覧ください。</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日付けで委員長であった黒澤委員の任期が満了し、4 月 1 日付けで黒澤委員が再任されました</p>

事務局（係長）	<p>ので、地方公務員法第10条の規定により、委員の皆様のうちから委員長を選挙していただくものです。</p> <p>委員長の候補者につきましては、</p> <p>戸塚 理人 委員 岡本 浩 委員 黒澤 佳代 委員</p> <p>の3名です。</p> <p>公平委員会委員長の選挙の方法については、特に規定がなく、地方公務員法第11条第5項に「公平委員会の議事に関し必要な事項は、公平委員会が定める。」との規定がございます。当委員会の過去の事例では、投票又は、指名推薦の方法で選挙が行われています。説明は以上です。</p>
戸塚委員 (職務代理者)	<p>ただいま、事務局から説明がありました委員長の選挙の方法については、いかがいたしましょうか。</p>
岡本委員	<p>指名推薦でどうでしょうか。</p>
戸塚委員 (職務代理者)	<p>岡本委員から指名推薦の方法でどうかとの御意見がありました。他に意見はありますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>他に意見もないようですので、選挙の方法を指名推薦とすることについて、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議ないようですので、指名推薦の方法で委員長の選挙を行います。</p> <p>どなたか推薦される方はみえますか。</p>
岡本委員	<p>黒澤佳代委員を推薦いたします。</p>
戸塚委員 (職務代理者)	<p>ただいま、黒澤佳代委員に委員長をお願いしたいとの推薦の声がありましたが、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

戸塚委員 (職務代理者)	<p>それでは、公平委員会委員長選挙の当選者を、黒澤佳代委員といたします。</p> <p>それでは、ここから先は黒澤委員長に議事の進行をお願いします。</p>
委員長	<p>(委員長就任あいさつ)</p> <p>はじめに、委員長の職務代理者ですが、地方公務員法第10条第3項の規定によると、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときの職務代理者は委員長が指名することとなっています。戸塚理人委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。</p>
戸塚委員	<p>よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>それでは次に第4号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局(係長)	<p>第4号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明します。資料の2ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定より、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものです。関係法令の資料を御覧ください。</p> <p>関係法令の資料、一番下側でございます。下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭市教育労働者組合の代表者から届出があったた</p>

事務局（係長）	<p>め、変更登録する必要が生じたものです。</p> <p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は2点です。</p> <p>変更内容の1点目は、規約の変更で、議案としましては、資料の2ページから3ページの上段までの新旧対照表の部分です。資料2ページの第15条では、少人数の組合員でも必要な役員をおくことができるよう、監査委員の人数を従来の2名から1名とし、かつ、会計以外の役員と兼ねることができる旨の改正を行っております。</p> <p>なお、団体からの規約変更に係る届及び当該組合の選挙管理委員長による規約変更証明書の写しは、4ページから5ページにかけて添付しております。</p> <p>変更点の2点目は、理事その他の役員に関する事項です。</p> <p>当該組合同規約の第15条において、役員は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計が各1名、そして監査委員も今回の規約の変更で1名と定められております。このうち、今回は、監査委員2名が新たな1名に改任され、届出があったものです。なお、資料の6ページから7ページに改任届及び役員の選出に係る当該組合の選挙管理委員長による役員改任証明書の写しを添付しております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>従来は、監査委員の兼務は認めていなかったということでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>はい、従来は、合計6名の役員でやっておられました。</p>
戸塚委員	<p>これは、組合が少人数のために、役員を減らすという趣旨なのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>そうです。</p>
戸塚委員	<p>兼務というのは、少し気にかかるところなのですが、今回の場合書記長との兼務ですか。執行部側が監査委員をやるというのは、事例はありますか。</p>

事務局（係長）	尾張旭市の事例で5人というような小規模の組織というのがございませんので、事例はありません。
戸塚委員	監査は執行機関を管理するものであって、執行部側に入っている人が監査委員を兼ねるとするのは違和感があるのですが、少人数という特別な事情があって、やむを得ないと判断できるでしょうか。
行政課長	そうですね。いかに少人数で組合を成り立たせていくかということについて、規約をどうするかということも含めて、兼務もやむを得ないところでございます。
戸塚委員	現在、組合員総数5人ですか。役員ばかりですね。他の役員も欠かせないものばかりですね
岡本委員	職員団体は何名から組織できるのでしょうか。
事務局（係長）	地方公務員法上ですと、「職員が組織する団体」といっていますので、2人必要なのは确实ですが、最低が何人かは、規定がないところです。委員長から会計までの全ての職で1人、監査委員で1人、そして監査委員が選挙管理委員長も兼ねる形が、最少数の場合になるのではないかと事務局では考えております。
戸塚委員	監査委員が選挙管理委員長と兼ねるのですか。
事務局（係長）	透明性が問題になるかと思いますが、今は、4人の役員の方々と、選挙管理委員長を別で置いていただいています。
岡本委員	尾張旭市に登録のあるもう一つの組合は何人で組織されていますでしょうか。
事務局（係長）	271人です。尾張旭市教育労働者組合は、15年前に最高31人で構成されていましたが、その後減ってきているということです。
戸塚委員	実態に合わせて規約を整理するにはこれしかないわけですね。
委員長	その他に御質問等がありますでしょうか。
	（「なし」の声あり）
	御質問はないようです。

委員長	<p>尾張旭市教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、第5号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>それでは、第5号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』、御説明いたします。資料の8ページを御覧ください。</p> <p>この案は、平成27年4月1日付けで施行されました尾張旭市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、公平委員会規則において関連する部分について、所要の改正を行うものです。新旧対照表に沿って御説明いたします。一部改正の内容については、別表中、「教育部次長」の後ろに「管理指導主事」を、「館長補佐」の後ろに「指導主事」をそれぞれ追加するもので、公布の日から施行しようとするものです。組織変更に伴い、本年4月1日から、教育委員会事務局に部次長級の「管理指導主事」及び課長補佐級の「指導主事」が各1名配置されております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
岡本委員	<p>部次長級の「管理指導主事」及び課長補佐級の「指導主事」は、4月1日より前はなかったのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>職名としてはございませんでしたが、部次長と課長補佐として配置されておりました。</p>
岡本委員	<p>指導主事という職があると思っていました。</p>

事務局（係長）	内部的には指導主事という言い方をしていたかと思いません。
行政課長	私が役所に入庁した頃は、指導主事という形で教育委員会に先生がおみえになりましたが、最近は部次長、課長補佐という名前と呼ばれるようになりました。
事務局（係長）	組織の変更の内容を説明いたしますと、これまで、教育委員会のハード部分を担当しています教育行政課という課と、ソフト部分で小中学校の学習の内容を指導する学校教育課という課がございまして、教育行政課に課長、学校教育課に課長を兼務する部次長が置かれていました。今年の4月に、管理指導主事が学校のこと集中して事務を行うためにということで、教育行政課と学校教育課を1つの教育行政課に統合しまして、教育行政課に教育行政課長、そして部次長級であります管理指導主事を置く形になりました。これまでは、教育部次長という職だったのですが、教育部次長ではなく、学校の方の管理を集中的に担当されるということで新たに管理指導主事という職名を追加することになったようです。
岡本委員	今係長が説明したことが、最初に分からなかったので、指導主事は今までもいて、法律改正は直接関係ないだろうと考えてしまいました。
事務局（係長）	説明不足で申し訳ありません。
委員長	<p>その他に御質問等がありますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p> <p>では、次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方か</p>

委員長	ら何かございますか。 事務局からは何かありますか。
行政課長	特にございません。
委員長	それでは、これもちまして、尾張旭市公平委員会を閉 会いたします。